

議案第 93 号

茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、茨城租税債権管理機構規約（平成 13 年地指令第 4 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

阿見町長 千 葉 繁

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約(平成13年地指令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

茨城租税債権管理機構規約新旧対照表

現行	改正後	備考
(機構の共同処理する事務) 第3条 (略) (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税</u>に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務 (2) (略)	(機構の共同処理する事務) 第3条 (略) (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税及び国税</u>に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務 (2) (略)	

茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について

1. 改正の経緯

茨城県内全市町村をもって組織する茨城租税債権管理機構において、規約の一部を変更する。

2. 改正内容

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）の施行に伴い、国税である森林環境税について、令和 6 年度より、個人住民税均等割の賦課徴収と併せて一人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構規約（平成 13 年地指令第 4 号）を変更することについて、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により協議する必要があるため、同法第 290 条の規定により本案を提案するものである。